

(資料15)

## 流山市総合運動公園公募設置管理制度特定公園施設譲渡契約書（案）

※本契約書（案）は、現時点において想定される市及び認定計画提出者の基本的な契約内容を記載したものであり、認定計画提出者が提出した提案の内容及び認定計画提出者との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

流山市（以下「市」という。）と●●●●（以下「事業者」という。）とは次の条項により流山市総合運動公園公募設置管理制度特定公園施設譲渡契約を締結する。

（総則）

第1条 市及び事業者は、この契約の履行に際し、●年●月●日に締結した流山市総合運動公園整備運営事業の公募設置管理制度に関する基本協定書を遵守する。

（譲渡物件）

第2条 事業者が市に譲渡する物件（以下「譲渡物件」という。）は、別紙「物件目録」のとおりとする。

（所有権の移転）

第3条 譲渡物件は、●年●月●日に、市に所有権を移転し、かつ、引渡しを行うものとする。ただし、市及び事業者は、協議により引渡日を変更することができるものとする。

（登記の嘱託）

第4条 事業者は、前条の定めにより、所有権の移転登記手続きに必要な書類一式を市に提出するものとし、市が所有権の移転登記手続きを行うものとする。この場合において、当該登記手続きに要する費用は事業者の負担とする。

（譲渡物件の負担金）

第5条 譲渡物件の負担金は、特定公園施設の整備に要する費用として●円（うち消費税及び地方消費税額●円）とする。

（負担金の支払）

第6条 事業者は、第3条により譲渡物件を市に引渡した後、負担金の支払を書面により市に請求するものとする。

2 市は、事業者から適正な支払請求書を受理した日から30日以内に第5条に定める金額を事業者に支払うものとする。

（遅延利息）

第7条 市は、この契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を事業者に支払

(資料15)

わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと事業者が認めたときは、事業者は遅延利息を免除するものとする。

(本契約の変更)

第8条 本契約を変更する必要があるときは、市と事業者は協議をして書面によりこれを定めるものとする。

(協議)

第9条 本契約書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて市と事業者で協議をして定めるものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、記名押印のうえ、市と事業者それぞれ1通を保有する。

●年●月●日

市 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1  
流山市 市長 井崎 義治

事業者 ●●●●●●  
代表団体 所在地 ●●●●●●  
名 称 ●●●●●●  
代表者 ●●●●●●

構成団体 所在地 ●●●●●●  
名 称 ●●●●●●  
代表者 ●●●●●●

構成団体 所在地 ●●●●●●  
名 称 ●●●●●●  
代表者 ●●●●●●

構成団体 所在地 ●●●●●●  
名 称 ●●●●●●  
代表者 ●●●●●●

(資料15)

構成団体 所在地 ●●●●●

名 称 ●●●●●

代表者 ●●●●●

(※必要に応じて構成団体の部分は加除を行います)

(資料15)

(別紙)

物件目録